

第
4947
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

医療法人の事業承継税制が創設

Q：平成26年度の税制改正では、医療法人の事業承継税制が創設されるとか。どのような内容になるのですか？

A：次のような内容になります。

【解説】

平成26年の税制改正では、「医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設」が盛り込まれました。概要は、次のとおりです。

①相続税

相続人が、経過措置医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において、認定医療法人であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、担保提供を条件として、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内にその相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

②贈与税

認定医療法人の出資者が持分の放棄をしたことにより、他の出資者に贈与税が課される場合には、その他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、その放棄により受けた利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、担保提供を条件に、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内にその他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

認定医療法人の詳細は、今国会で審議される改正医療法において規定されます。

